

- ① 森林組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した**共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置**(取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2)の**2年延長**（不動産取得税）
- ② 森林組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した**共同利用機械に係る固定資産税の課税標準の特例措置**(3年間、1/2)の**2年延長**（固定資産税）
- ③ **森林組合等の適格合併等に係る特例の本則化**（法人税）
- ④ 山林を相続した場合の**相続税の納税猶予における経営困難時委託の適用を受けることができる事由の追加**（相続税）
- ⑤ (独)農林漁業信用基金が受ける**抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、軽減税率を2/1000に引き上げた上で適用期限を3年延長**（登録免許税）
- ⑥ **中小企業経営強化税制**について、関係法令の改正を前提に、売上高100億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上その適用期限を**2年延長**（所得税・法人税）
- ⑦ **中小企業投資促進税制**について、適用期限を**2年延長**（所得税・法人税）
- ⑧ **新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の5ヶ月延長**（印紙税）

令和7年2月

林野庁企画課

① 森林組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2)の2年延長

【特例の概要】

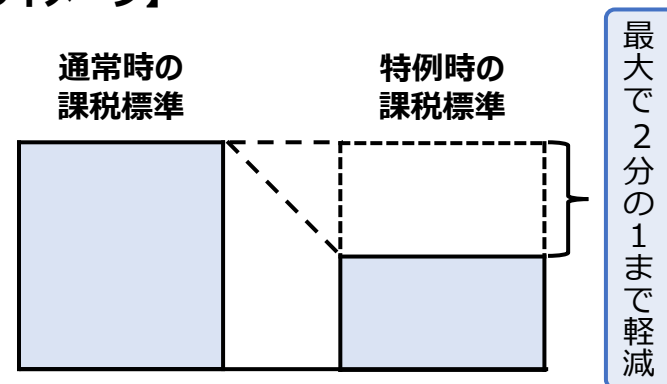
| | |
|----------|--|
| 対象者 | 森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、木材に関する事業を行う協同組合等 |
| 制度の概要 | 日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）の貸付け を受けて取得した 共同利用施設 については、 不動産取得税の課税標準 の算定において、 取得価額に対する貸付額の割合 （当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を 評価額から控除 。 課税標準の計算式（参考：課税標準×税率（4%）＝税額） 価格－ <u>価格×（貸付額÷取得価額）</u> ※ 下線部については1/2が上限 |
| 対象資産の例 | 木材加工施設、木質バイオマス利用施設など |
| 特例の適用期限等 | 昭和30年創設 2年間の時限措置 |

【対象施設のイメージ】

木材加工施設



【制度のイメージ】



【R7 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を**2年延長する**。（令和9年3月31日まで）

② 森林組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用機械に係る固定資産税の課税標準の特例措置(3年間、1/2)の2年延長

【特例の概要】

| | |
|----------|--|
| 対象者 | 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合、協業組合等 |
| 制度の概要 | ① 国の補助金または交付金 ② 日本政策金融公庫資金 ③ 沖縄振興開発金融公庫資金 ④ 林業・木材産業改善資金 の交付または貸付けを受けて取得した、共同利用に供する機械及び装置については、固定資産税の課税標準を 取得から3年間は取得価格の1/2に軽減 ※ 取得価額が1台又は1基あたり330万円以上 |
| 対象資産の例 | 高性能林業機械、製材用機械等 |
| 特例の適用期限等 | 昭和49年創設 ①は恒久措置、②～④は2年間の時限措置 |

【対象施設のイメージ】

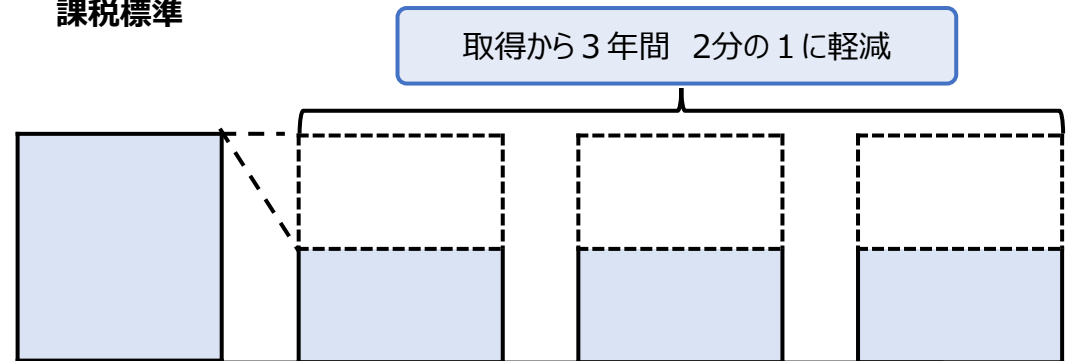
高性能林業機械



【制度のイメージ】

通常時の
課税標準

特例時の課税標準



【R7 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を**2年延長する。(令和9年3月31日まで)**

③ 森林組合等の適格合併等に係る特例の本則化（法人税）

【特例の概要】

- 一般的に、合併等が行われる場合、被合併会社等の資産等を時価評価して引き継ぎ、その評価益が課税対象となるが、合併等により移転する資産の経済実態に実質的変更がないと判定される共同事業合併等は、「適格合併」等として時価評価が不要（資産等を簿価で引き継ぎ、評価益（課税）が発生しない）となる。
- その上で、森林組合同士等の合併等においては適格合併等として満たすべき原則要件の一部が緩和される。

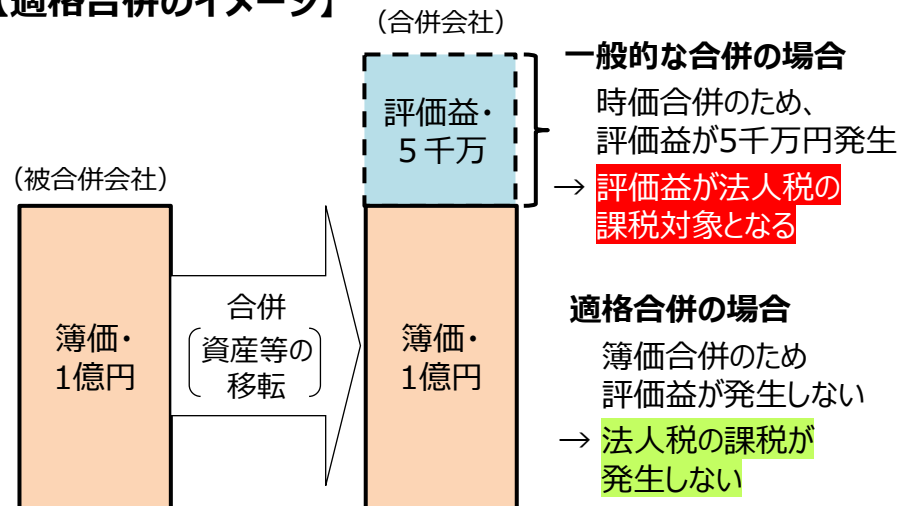
【適格合併として満たすべき要件】

| | |
|-----|---|
| 要件① | 被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連 |
| 要件② | (イ)売上金額、従業員数等の規模のいずれかが概ね5倍を超えない 又は (ロ)被合併法人と合併法人のそれぞれの役員が合併法人の役員となる |
| 要件③ | 被合併法人の従業員8割以上が合併法人に従事 |
| 要件④ | 被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること |

森林組合等の適格合併は、要件②によらず判定

要件①、③、④の全てを満たす場合
適格合併として扱われる。

【適格合併のイメージ】



【R7税制改正大綱の内容】

共同で事業を行うための合併又は分割型分割であって、一定の組合（農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等を含む）のみが当事者となるものに係る適格要件について、その合併又は分割型分割については、事業規模比5倍以内要件及び特定役員引継要件を除外する。

農業協同組合等の合併に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。 ※上記の措置をもって本則化

④ 山林を相続した場合の相続税の納税猶予における経営困難時委託の適用を受けられる事由の追加（相続税）

【特例の概要】

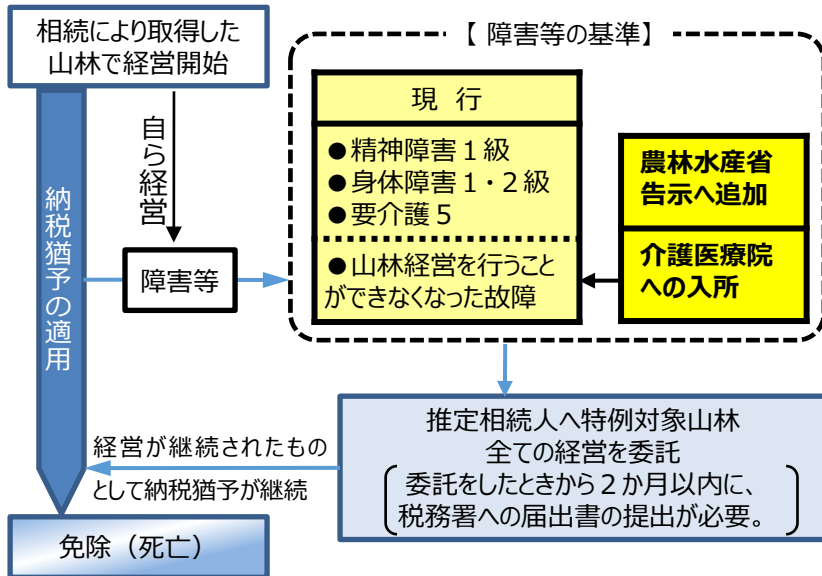
- 山林を相続した場合の相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、林業経営相続人が、納税猶予の適用を受ける山林について自ら山林の経営を行うことを前提としているが、その経営の継続ができなくなる一定の事由が発生した場合に、当該山林経営をその相続人の推定相続人に対して、経営委託をした場合には経営が継続されているものとして納税猶予が継続するもの。
(経営困難時委託特例)

【現行の農林水産省告示で定められている事由】

| | | |
|----------|--|--|
| 視覚 | 両眼の視力が0.1以下 周辺視野角度(1/4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による)が56度以下、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下 | |
| 聴覚 | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上 | |
| 平衡 | 平衡機能の著しい障害 | |
| 咀嚼 言語 | 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 咀嚼及び言語の機能の著しい障害 | |
| 精神等 | 精神、神経系統の機能又は胸腹部臓器の機能の著しい障害 | |
| 障害 | 肢体 | 両腕又は両脚の全部又は一部の喪失 片腕又は片脚の用を全廃したもの 片腕の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 両手の指又は両足の指の全部又は一部の喪失 両手の親指、人指し指又は中指の用を廃したもの 片手の親指及び人指し指の用を廃したもの 親指又は人指し指を含めて片手の3指の用を廃したもの 片脚の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 両足の足指の全部の用を廃したもの 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの |
| | 体幹 脊柱 | 座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の体幹の機能の障害 脊柱の機能に著しい障害を残すもの |
| | 重複 | 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合 |
| | 老衰 | 老衰により山林の経営を行う能力が著しく阻害されているもの |
| | 入院 | 1年以上の期間を要する入院 |
| | 事由 | 施設への入所 |

【制度のイメージ】

《経営困難時委託のフロー》



【R7税制改正大綱の内容】

経営委託の適用を受けられる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

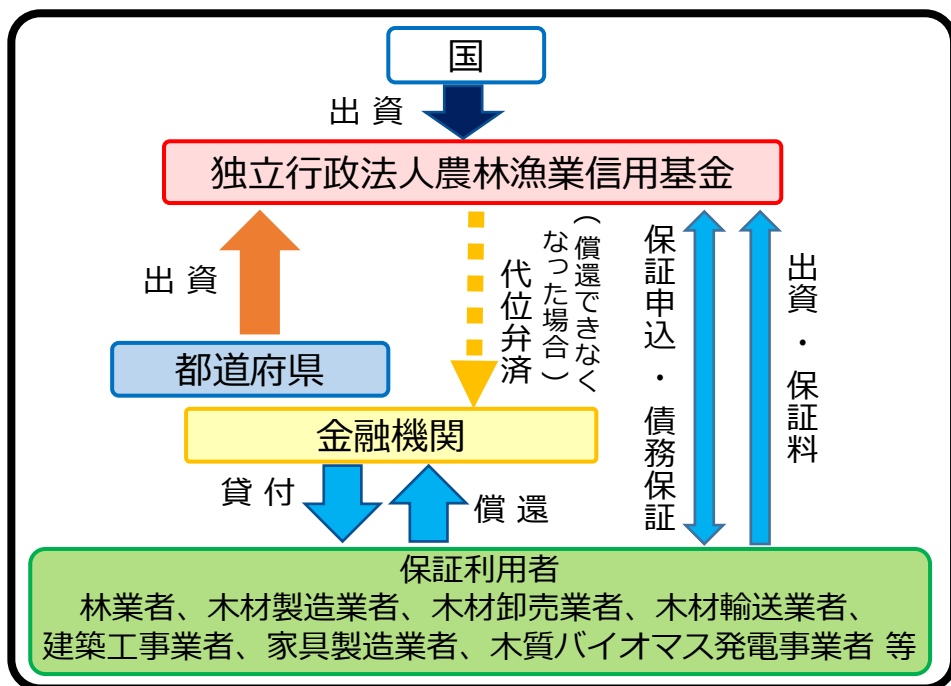
⑤ (独)農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長 (登録免許税)

【特例の概要】

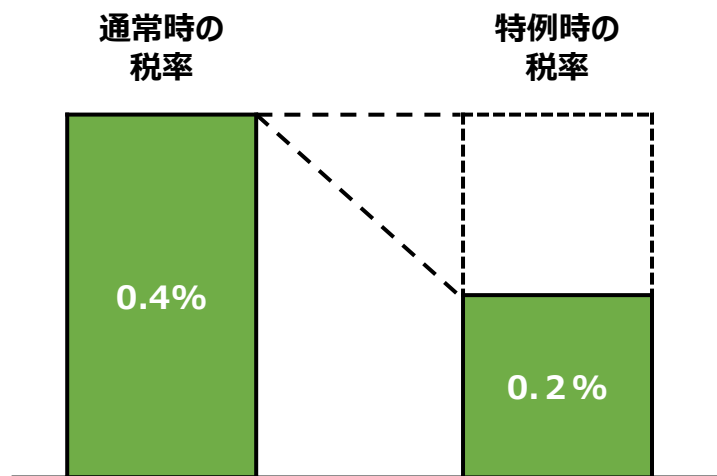
○ (独)農林漁業信用基金(以下「信用基金」)等の保証※を受けるために、不動産担保に係る抵当権の設定登記を行う林業者等にあつては、登録免許税の税率を通常の0.4%ではなく0.2%を適用。

※ 信用基金の保証を受けるための抵当権の設定であっても、金融機関を抵当権者とする登記、代位弁済があつた場合に信用基金へ抵当権を移転する場合の登記は、特例の対象外。

【信用基金の債務保証制度の概要】



【制度のイメージ】



【R7 税制改正大綱の内容】

軽減税率を1000分の2(現行:1000分の1.5)に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。

(令和10年3月31日まで)

⑥ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除〔中小企業経営強化税制〕の拡充及び2年延長〔所得税・法人税〕

【特例の概要】

- 青色申告書を提出する中小事業者、中小企業者等※1が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備※2を新規取得等して指定事業の用に供した場合、特別償却（即時償却）又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用※3。
- 売上高100億円超を目指す中小企業者等について、経営規模拡大要件を満たす投資計画として経済産業大臣の確認を受けた場合、その計画に基づいて行う設備投資について、建物を追加※4。

※1：森林組合、森林組合連合会等は対象外。

※2：設備の種類は、生産性向上設備、収益力強化設備、経営資源集約化設備の3種類

※3：本特例を適用した設備（資産）に対して他の租税特別措置の重複適用は不可。

※4：建物及び付属施設を含んで取得価格1,000万円以上のものが対象。なお、当該

計画の賃上げ率で特別償却及び税額控除の割合が異なる。

賃上げ率2.5%以上：特別償却15%又は税額控除1%

賃上げ率5%以上：特別償却25%又は税額控除2%

【対象設備となる資産の概要】

| 対象資産の種類 | 対象資産の要件※1 |
|-----------|----------------|
| 機械及び装置 | 取得価額が160万円/台以上 |
| 工具、器具及び備品 | 取得価額が30万円/台以上 |
| 一定のソフトウェア | 取得価額が70万円以上 |
| 建物附属設備※2 | 取得価額が60万円以上 |

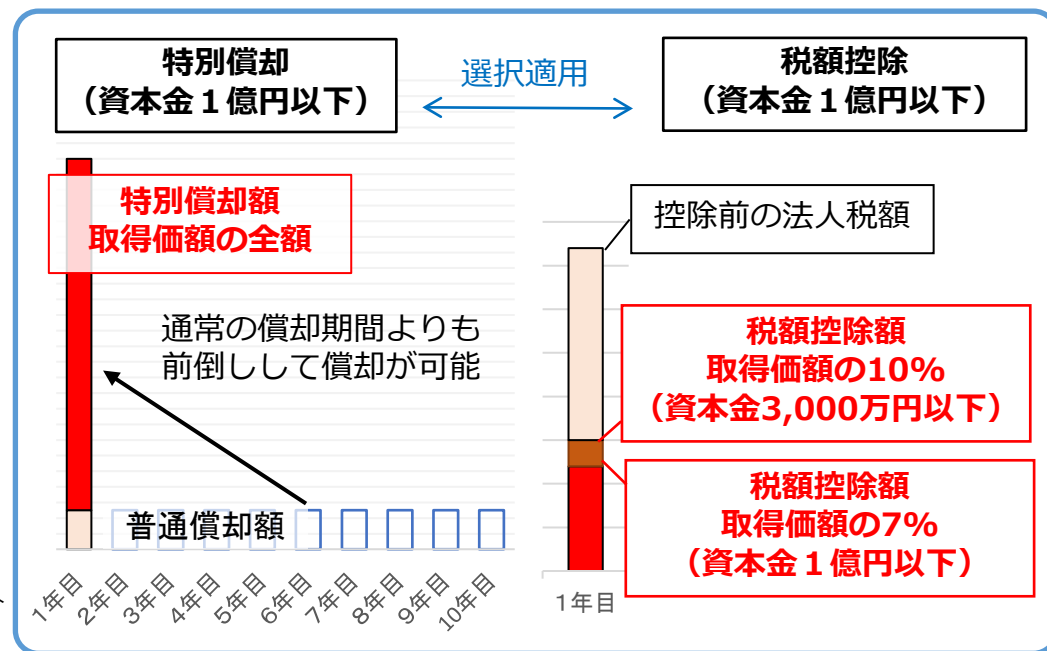
※1設備の種類（類型）毎により用途等個別要件有

※2経営規模拡大要件を満たす投資計画として大臣認定を受けた法人は、付属施設のみは適用対象外

【R7税制改正大綱の内容】

売上高100億円超を目指す中小企業者等に対する上乗せ措置の追加等の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。
（令和9年3月31日まで）

【制度イメージ】



特別償却
(資本金1億円以下)

選択適用

税額控除
(資本金1億円以下)

特別償却額
取得価額の全額

控除前の法人税額

通常の償却期間よりも
前倒して償却が可能

税額控除額
取得価額の10%
(資本金3,000万円以下)

普通償却額

税額控除額
取得価額の7%
(資本金1億円以下)

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目

1年目

⑦ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 〔中小企業投資促進税制〕の2年延長 〔所得税・法人税〕

【特例の概要】

○ 青色申告書を提出する中小事業者、中小企業者、森林組合等※1が、機械装置等の対象設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除※2のいずれかを適用可能※3。

※1：森林組合連合会、中小企業等協同組合等を含む。

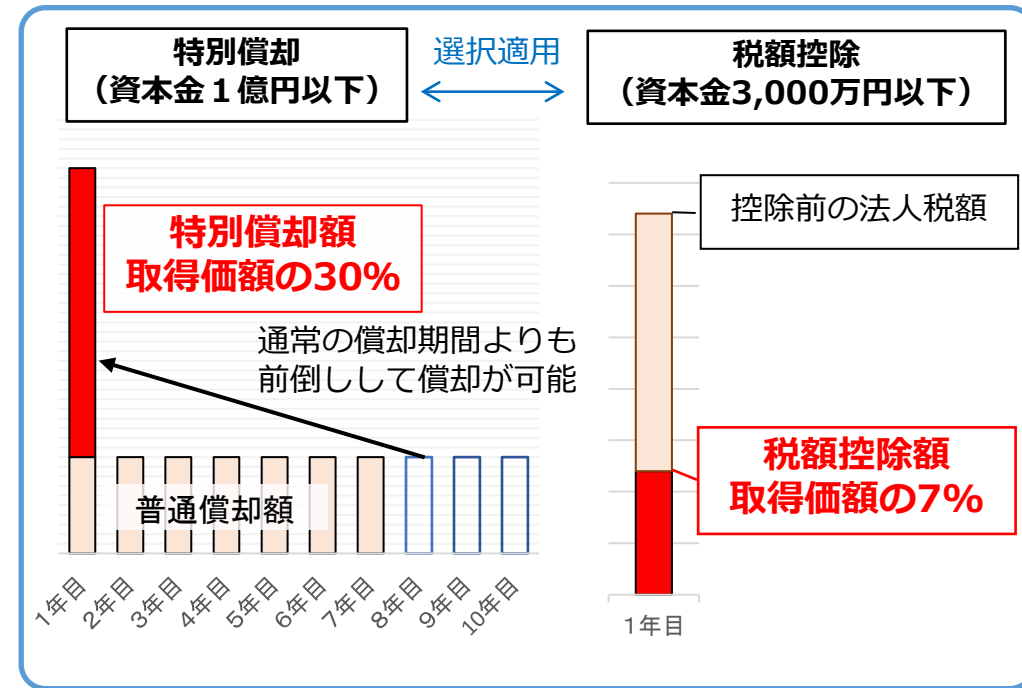
※2：資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

※3：本特例を適用した設備(資産)に対して他の租税特別措置の重複適用は不可。

【対象設備となる資産の概要】

| 対象資産の種類 | 対象資産の要件 |
|------------|--------------------------------------|
| 機械及び装置 | 160万円/台(基)以上 |
| 測定工具及び検査工具 | 120万/台(基)以上、30万円/台(基)以上かつ複数合計120万円以上 |
| ソフトウェア | 一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上 |
| 貨物自動車 | 車両総重量3.5トン以上 |
| 内航船舶 | 取得価格の75%が対象 |

【制度イメージ】



【R7 税制改正大綱の内容】

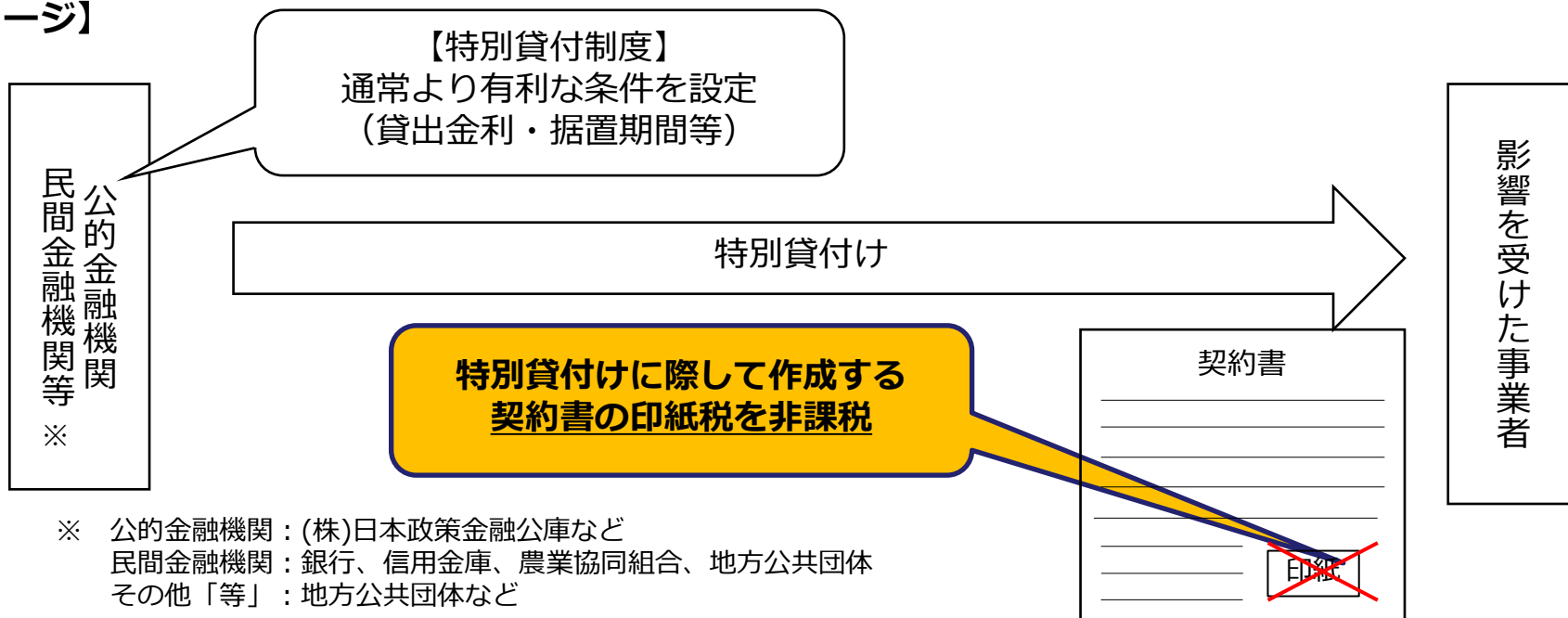
適用期限を2年延長する。(令和9年3月31日まで)

⑧ 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長 【印紙税】

【特例の概要】

- 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関や民間金融機関等が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税。（令和2年創設）

【制度のイメージ】



【R7 税制改正大綱の内容】

特例措置の適用期限を令和7年8月31日まで延長